

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

毛呂山町大字川角、下川原

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、毛呂山町役場、越生町役場、鳩山町役場及び毛

呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年九月十五日まで